

## 船舶事故調査報告書

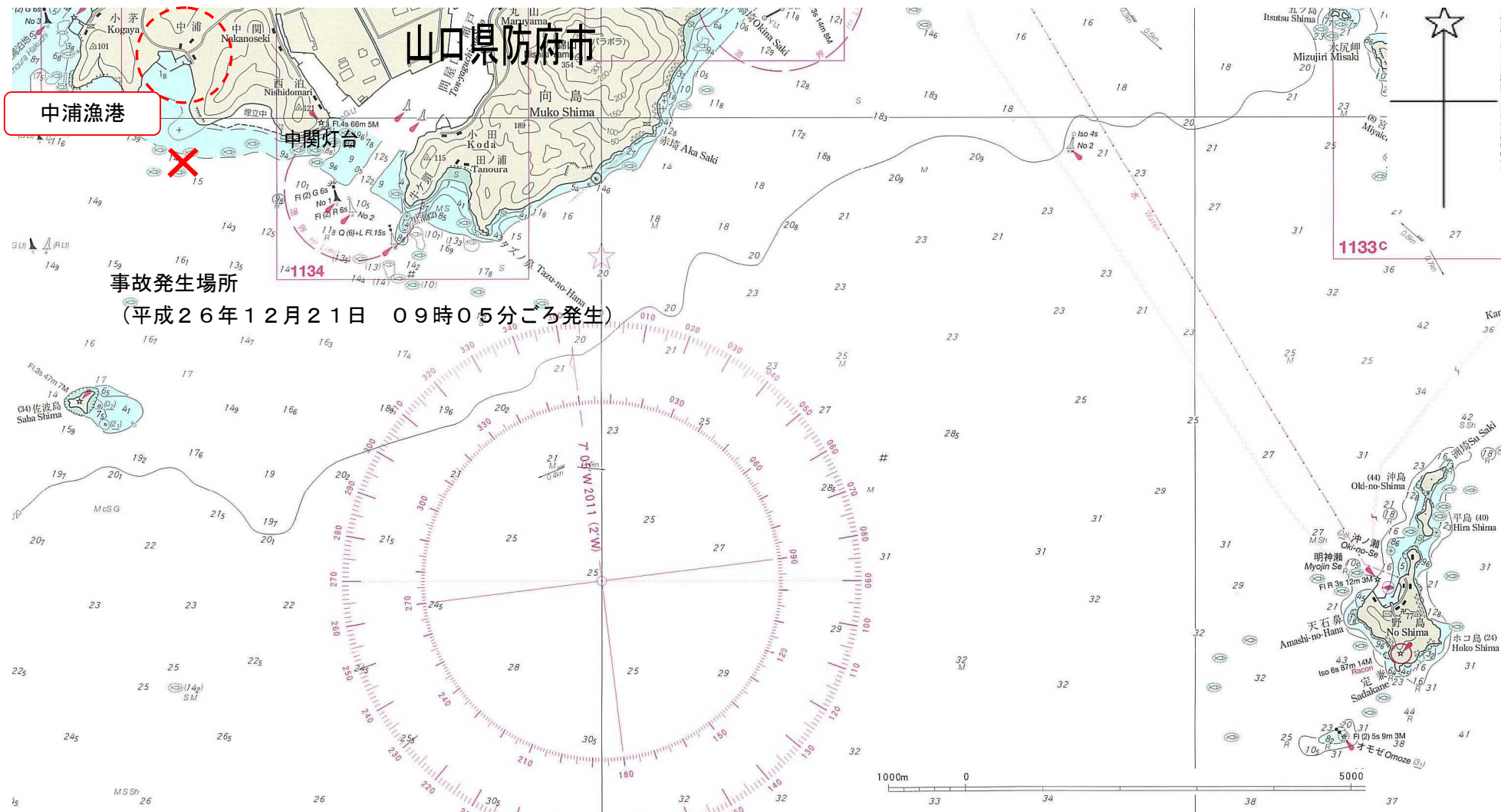
平成28年2月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年12月21日 09時05分ごろ
発生場所	山口県防府市中 浦漁港南方沖 <small>ほのうぶ なかのうら</small> <small>なかのせき</small> 中関灯台から真方位255° 2,000m付近 （概位 北緯33° 59.7′ 東経131° 31.3′）
事故の概要	プレジャーボートレッドサンは、南南東進中、また、プレジャーボートT&Tは、 <small>ディーアンドディー</small> 錨泊中、両船が衝突した。 レッドサンは、船体に擦過傷を生じ、また、T&Tは、船体に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート レッドサン、5トン未満 271-32017山口、個人所有 8.30m (Lr) × 2.42m × 0.69m、FRP ディーゼル機関、132.39kW、平成10年5月 B プレジャーボート T&T、0.9トン 291-41943山口、個人所有 6.30m (Lr) × 1.97m × 0.77m、FRP ガソリン機関、44.10kW、平成18年4月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年6月6日 平成26年6月5日をもって失効していた。 B 船長B 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年4月20日 免許証交付日 平成23年4月28日 （平成29年4月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷 B 右舷船首外板に亀裂、右舷外板に亀裂及び擦過傷、船外機及びG

	PSプロッターに破損、航海灯用マストの倒壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期（徳山下松港）
事故の経過	<p>A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、山口県防府市野島に向け、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、中浦漁港南方沖を約6ノットの対地速力で手動操舵により南進した。</p> <p>操縦者Aは、防府市佐波島方向に他船を見掛けなかったため、船首目標とした同島に注意を向けて航行中、平成26年12月21日09時05分ごろ振動を感じたので、船尾方を見たところ、B船を視認したので、B船と接触したことを知った。</p> <p>A船は、引き返し、B船の損傷状況を確認した後、自力で航行して中浦漁港へ入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、中浦漁港南方沖において、機関を停止し、船首を北方に向けて錨泊中、船長Bが、左舷中央で後方を向いてさぶたに腰を掛け、かわはぎ一本釣りをを行い、釣り糸を垂らしながら周囲の見張りを行っていたところ、北方の中浦漁港から出航するA船を確認した。</p> <p>船長Bは、A船の船首が佐波島の方に向き、A船の左舷側が見える状況だったので、B船に接近することはないと思い、顔を下に向けてかわはぎを釣り上げたところ、A船がB船の右舷船首方から右舷船尾方へ乗り越えた衝撃で船首方向に仰向けに転倒した。</p> <p>B船は、本事故発生場所付近で釣り中であった知人のプレジャーボートにえい航されて中浦漁港へ入港し、船長Bが海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図（中浦漁港沖）、写真1 A船の全景、写真2 B船の損傷状況（船首）、写真3 B船の損傷状況（船尾） 参照）</p>
その他の事項	<p>操縦者Aは、中浦漁港を出港して南進する際、東方の陸岸寄りに他の小型船を視認したが、佐波島方向には航行の支障となる他船はいないと思った。</p> <p>船長Bは、周囲の見張りを目視で行っていたが、本事故発生時は左舷側でかわはぎを釣り上げ中で、A船の接近に気付かなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析 A船は、中浦漁港南方沖を南南東進中、操縦者Aが、佐波島方向に他船を見掛けなかったため、他船がないものと思い、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船首方で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>A船は、風力3の西北西風を受けていたことから、船首を佐波島に向けながら左舷方に圧流され南南東進した可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者Aは、船首目標とした佐波島に注意を向けていたことから、左舷船首方で錨泊しているB船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、中浦漁港南方沖において錨泊中、船長Bが、同漁港から出航するA船を視認した際、A船がB船に向けて接近することはないものと思ひ、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かずに錨泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の船首が佐波島の方に向き、その左舷側が見える状況だったことから、A船がB船に接近することはないと思ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、中浦漁港南方沖において、A船が南南東進中、B船が錨泊中、操縦者Aが、前路の見張りを適切に行わず、また、船長Bが、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、共にA船がB船に向けて接近していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 全長7m未満の船舶であっても、他の船舶が通常航行する水域で錨泊する場合は、黒色の球形の形象物を掲げること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図（中浦漁港沖）

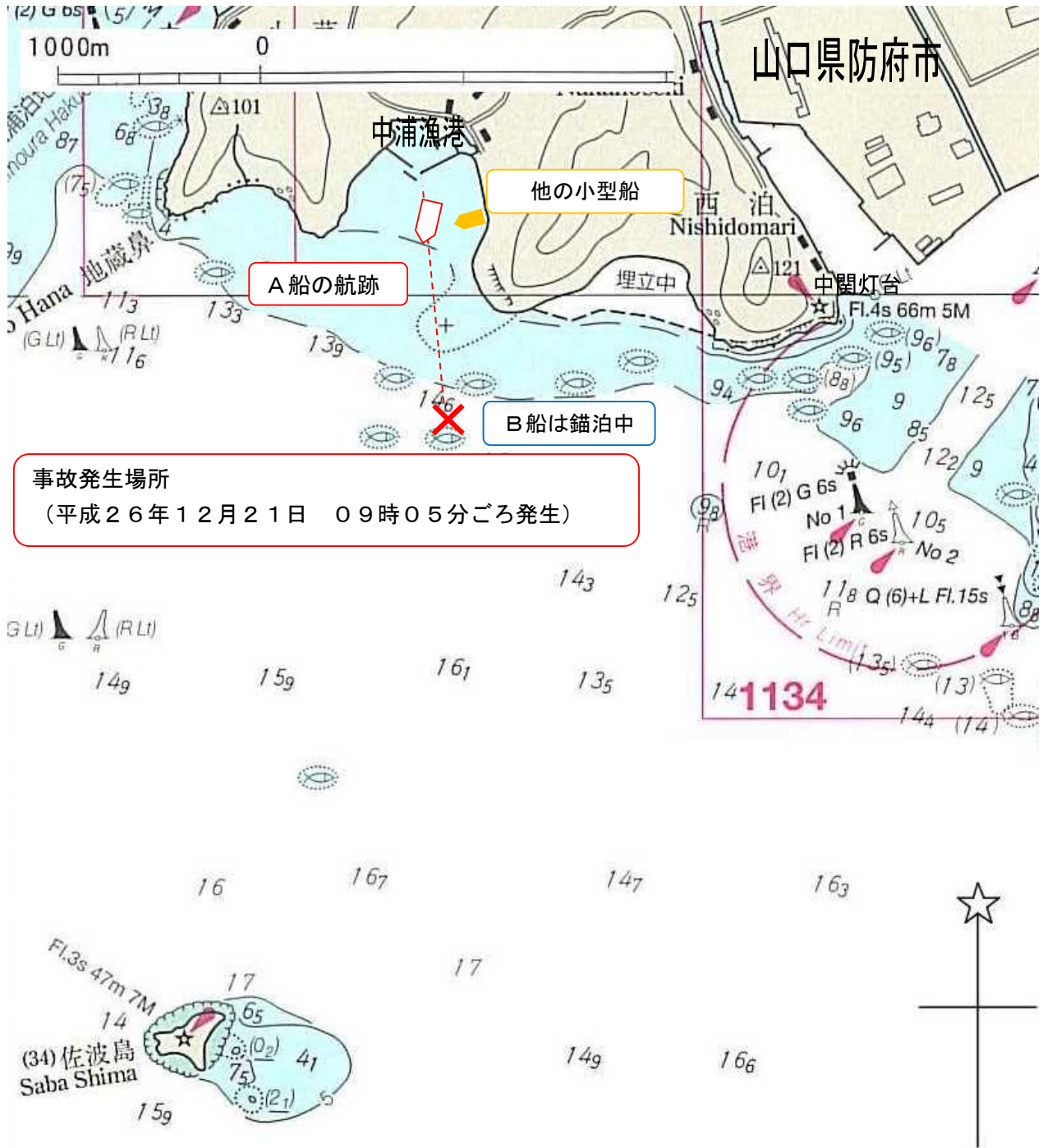


写真1 A船の全景



写真2 B船の損傷状況（船首）



写真3 B船の損傷状況（船尾）

